

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けてお困りの中小企業者の方

県では、県制度融資による金融支援を行っております



中小企業者向け県制度融資

2月1日一部改訂

## 新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金

融資対象者	新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で売上高等が減少したことによりセーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた中小企業者、または中小企業団体（ただし、県内に事業所等を有するものに限る）。  <保証概要> <ul style="list-style-type: none"><li>・セーフティネット保証4号：全都道府県が指定、売上高▲20%以上が対象</li><li>・セーフティネット保証5号：業種指定、売上高▲5%以上が対象</li><li>・危機関連保証：地域・業種によらない、売上高▲15%以上が対象</li></ul>	
必要書類	共通	県税事務所長発行の納税証明書 ※新型コロナウイルス感染症の影響を受けて納税が遅延した場合であっても同要件は充足される。
		許認可等の写し（許可業種の場合）
	セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証に係る市町村長の認定書	
	経営者保証免除対応を適用する場合	経営者保証免除対応確認書
融資限度額等	運転・設備・借換資金 <u>6,000万円</u> （借換の可否は別紙一覧のとおり）	
融資期間	10年以内（うち据置5年以内）	
融資利率	1.2%以内（保証付き責任共有制度対象外） 1.4%以内（保証付き責任共有制度対象）	
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。	
保証料率	0.85%（経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%）	
取扱期間	令和3年3月31日までに保証申込を受け付けたもので、かつ令和3年5月31日までに融資実行されたものとする。	
申込方法	取扱金融機関へお申込ください。	

## 保証料補給

内 容	保証料の全部又は一部を補給します。
対 象 者	新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金を利用した中小企業者
補給料率	①個人事業主（小規模） → 全額 ②小・中規模事業者（①を除く） ・売上高等▲5%以上減少 → 半額 ・売上高等▲15%以上減少 → 全額

## 利子補給

内 容	当初3年分の利子を補給します。（延滞利子を除く。）
対 象 者	新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金を利用した中小企業者のうち、以下のいずれかの要件を満たす事業者 ①個人事業主（小規模） ②小・中規模事業者（①を除く）のうち、売上高等が▲15%以上減少している者
事業の流れ	<b>【リアルタイム方式】</b> （一部の金融機関で対応） 中小企業者（利用者）は、当初3年間、金融機関への利子の返済は必要ありません。
	<b>【キャッシュバック方式】</b> ①融資申込時に金融機関へ委任状兼振替承諾書を提出 ②通常どおり（元金＋）利子を返済（据置き期間5年まで設定可） ③中小企業者（利用者）の指定した口座に利子を振込（年2回予定）

## お問合せ

### < 県制度融資について >

- ・ 銀行、信用金庫、信用組合、又は商工中金の県内営業店
- ・ 栃木県産業労働観光部経営支援課金融担当 028-623-3181

### < 保証料補給について >

- ・ 栃木県産業労働観光部経営支援課金融担当 028-623-3181
- ・ 栃木県信用保証協会総務部企画課 028-635-2121

### < 利子補給について >

- ・ 栃木県産業労働観光部経営支援課金融担当 028-623-3181

### < 経営等特別相談窓口について >

- ・ 最寄りの商工会議所・商工会
- ・ 公益財団法人栃木県産業振興センター経営支援部総合相談グループ  
028-670-2607